

第10回民間資金等活用事業推進委員会議事概要

日 時：平成15年12月11日（木） 12：00～13：30

会 場：内閣府本府 3階特別会議室

出席者：森下委員長、西野委員長代理、碓井委員、高橋委員、浜委員、原委員、
前田委員、山内委員

事務局：竹中大臣、小平政策統括官、浅野間民間資金等活用事業推進室長、松田参事官、
嶋田企画官

議事概要：

<委員長互選等>

委員の互選により、森下委員が委員長に選出された。

森下委員長が、委員長代理として西野委員を指名した。

<PFIの現状について>

事務局から、資料2に基づきPFIの現状について説明した。

<今後の審議の進め方について>

森下委員長より、今後の審議の進め方について説明がされた。概要は以下のとおり。

- ・平成16年9月にPFI法施行から5年目の節目を迎える。本委員会においては、PFI法に基づく事業に対する国等の取組み状況等を検証した上で、今後のPFIのあるべき展開方法や、PFIをさらに一層効率的に活用するために対応すべき課題について、総合的に検討してはいかがかと考える。
- ・本会合後、速やかに委員会の下に部会を設けて検討を開始し、政府全体の改革に向けた取組みの進展にも目配りをしつつ、平成16年6月末をめどに、部会から本委員会に検討成果を報告いただき、委員会がとりまとめるというスケジュールで考えている。

今後の審議の進め方等に対する、各委員の意見は以下のとおり。

- ・PFIを進めていくのに、ボトルネックは何か、ボトルネックの解消法があるのか、その解消により付随的に好ましくないことが生じることはないか、ということについて考えたい。
- ・VFM、具体的なリスク項目、標準契約の作成、民間事業者選定入札プロセスの工夫、DA（直接契約）業務要求水準書、VFM簡易計算法、公物管理、について検討を進めていただきたい。
- ・英国では、メディア等でPFI事業がうまくいっていないと報道されている。日本のPFIについて、民間の市場という観点からメリットは何か、問題は何かについて考えたい。
- ・3つのガイドライン（プロセス、リスク、VFM）に関する見直し、税制のイコールフットリング、公共施設等の維持・管理、運営のみの事業についてPFI

でできるということの明確化、が必要であるとする。

- ・ 市民の立場及びP F I事業の選定委員をしている立場から、証券化など財務面での検討、事業審査システムのあり方、事業形態による透明性の上げ方、市民への説明、市民参加に関する工夫、が必要であると感じている。
- ・ 民間にとって魅力的なP F Iは、民間にソフト面で工夫の余地の多い運営の厚い事業である。

P F Iにかかる論点については、法制度の問題なのか、法解釈を明らかにするという問題なのか、民間がベストプラクティスを工夫すべき問題なのか、整理することがこれからの検討のポイントである。

- ・ より民間の力を出しやすい運営業務の厚い事業を組成するために必要な入札プロセス・税制面などの制度についての検討、事業評価に関するマーケットの活用、住民や一般の市民の関与方法、が現在のP F Iにおける課題であるとする。

<部会の設置について>

今後の審議の進め方を踏まえ、委員会に総合部会が新たに設置された。事業推進部会、評価基準部会については廃止することとなった(資料3)。

委員長が、部会に属する委員を指名した。任命手続き中の専門委員の部会への所属は委員長一任となった。また、委員長が、部会長として山内委員を指名した。

以 上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681